

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 参照条文

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）
（定義）

第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百二十二号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五号）第十九条並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三十五号）第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）
（抄）

第三条 国は、当分の間、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資又は拠出に係る法人が行う事業でこれらの事業によ

り整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるもの（次項において「特定事業」という。）に係る資金について、日本政策投資銀行及び沖繩振興開発金融公庫（以下この条、第六条、第七条及び附則第三条において「日本政策投資銀行等」という。）が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

- 2 国は、当分の間、特定事業に準ずるものとして政令で定める事業に係る資金について、日本政策投資銀行等が行う貸付けに要する資金の財源の一部に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。
- 3 前二項の国の貸付金の償還期間は、十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とする。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）

（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）

第一条の二 法第三条第一項に規定する事業は、次に掲げる事業とする。

一〜十 （略）

十一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設（財務大臣の定める施設を含むもので財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）の整備を行う事業で、同法第五条第三項に規定する認定計画に基づいて行われるもの

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（通信・放送承継業務を行う期限等）

第二条 法附則第九条第四項の政令で指定する日は、機構成立後最初の中期目標の期間の次の中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末までの間で総務大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において別に定める日とする。

2 法附則第九条第四項、第五項及び第六項の規定により機構の業務が行われる場合には、第二条第一項中「及び一般勘定」とあ

るのは「、法附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定及び一般勘定」と、第五条中「及び出資勘定」とあるのは「、出資勘定及び法附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定」とする。

(機構の業務の委託を受ける法人)

第三条 法附則第十条第一項及び第四項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)

第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

(積立金の処分に係る承認の手続の特例)

第四条 法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務の弁済が完了する日までの間は、第二条第一項中「及び一般勘定」とあるのは、「、法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」とする。

○郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)(抄)

(郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係)

第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

一〜二十 (略)

二十一 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十五条第二項及び附則第十条第三項

二十二〜三十六 (略)

2 (略)